

2014年9月30日

経済産業省

製造産業局長 黒田 篤郎 様
製造産業局産業機械課長 佐脇 紀代志 様

日本機械輸出組合
一般社団法人 日本プラント協会
一般財団法人 エンジニアリング協会
一般社団法人 日本電機工業会

海外石炭火力案件に対する公的金融支援に関する要望書

米オバマ大統領が2013年6月に発表した「大統領気候変動行動計画」を端緒に、米国のイニシアティブにより海外の新設石炭火力発電所向け公的金融支援を制限することについて、これに賛同する北欧諸国等の一部先進国と協調して、他国や世銀や地域開発銀行などの多国間開発銀行（MDBs）に働きかけてきています。さらに2014年3月のOECD輸出信用会合において米国は、OECD加盟国の共通ルールとして一定以上のCO₂の排出を伴う海外発電プラント案件に対し、CCS（CO₂回収・貯留）等の措置により排出削減しない限り、公的輸出信用を供与せずとするEPS（Emission Performance Standard、排出原単位規制）に基づく規制の導入を英国と共同で提案するに至りました。

2015年末のパリCOP21を控え、気候変動対策への対応は危急の課題であり、日本政府としてもしっかりとバランスの取れた議論を進めることが求められます。しかし、以下に記す通り、米英が提案するEPSによる画一的な基準を導入して石炭火力案件に対して公的金融支援を制限することは、途上国の持続的開発及びエネルギー安全保障に悪影響を及ぼす恐れがあります。また、亜臨界を含め高効率の石炭火力発電技術の開発、それを具現化した発電設備の普及に努めてきたわが国電機業界にとって看過できない動きでもあります。

私どもは本年6月に日本政府がOECD輸出信用部会で提案された以下の2点について支持するものであり、本提案が関係各国の理解を得て受け入れられるべく日本政府として最大のご対応をお願い申し上げます。

- ① 経済成長の度合いや電力需要の規模に応じ、BAT（最適技術、best available technology）は各国毎に異なるとの点に鑑み、商業的に利用可能かつ経済的な、GHG排出を最小化し得る最適技術は、プロジェクト実施国・地域の多様な特性を踏まえる必要があることについて認識されるべき。

② さらに、よりよい環境技術に対し適切な金融インセンティブ（より長い最長償還期間の設定等）を付与することが、気候変動対策、環境負荷（SO_x, NO_x 等）低減に資する技術や製品の世界的普及、民間資金の一層の動員、イノベーションの深化に寄与する。

特に EPS ではなく、BAT（最適技術）を推す理由として以下の 4 点が挙げられます。

1. 米英提案の EPS による基準を満たすことができるのは、電力系統が十分整備され安定的に運営されている市場向けの大規模発電施設に限られます。一方で、ごく一部の大規模経済国を除き多くの途上国では系統の整備が不十分であり容量も小さく不安定であることから、これら事情に合わせた最適な規模・技術を選択できる余地を残すことが必要となります。
2. 地球上で利用可能な化石燃料は偏在しており、それに恵まれているか否かは各国のエネルギーの安定確保にとって死活的に重要な要素です。石炭は他の化石燃料と比べて産出可能な国が多く、国によっては石炭が唯一自国内で利用可能な化石燃料です。このような国に対しても画一的な EPS に基づき石炭火力の新設を制限することには疑問を呈さざるを得ません。産炭途上国は、貴重な外貨を使って石炭以外の輸入化石燃料による発電方式の採用を余儀なくされ石炭火力への投資が途絶えてしまうことになれば、外貨不足或いは他の外的要因によって輸入がストップするような事態において、当該国における電力供給はほぼ立ちゆかなくなってしまうなど、エネルギー安全保障上の危機に陥ることになります。
3. 産炭途上国であって電力系統が十分に整備されていない場合、自国産石炭による火力発電と再生可能エネルギーを組み合わせた地産地消型の発電システムを導入し、発電に占める再生可能エネルギーの割合を斬新的に高めていくことが、実行可能且つ実効性の高い CO₂ 削減策になると思われます。しかし、画一的な EPS を導入すると、このようなシステムへの支援に向けたインセンティブが損なわれてしまいます。
4. 非産炭・非産油途上国で、かつ、経済規模の小さな国にとって、LNG や石油系液体燃料と比較した場合に、石炭火力発電の費用が非常に廉価であることに留意すべきです。このような途上国に対して発電所からの CO₂ の排出量のみに着目した画一的な EPS に基づく制限を強要し、石炭火力発電を使えなくすることは、電力に要する経済的負担を大きくし、これらの国における持続可能な開発を妨げることとなります。

OECD 輸出信用部会会合における米国提案に同調する国々が、「技術的・経済的に各途上国に適し、同途上国が希望する援助」を行わない場合、それら途上国が、OECD 非加盟国であって米国提案に同調しない国に援助を求めることは十分に考えられます。そうなれば、当然この「非 OECD・非同調国」の当該途上国への影響力が強まることとなります。加えて、援助を行う「非 OECD・非同調国」の技術力が日本のそれに劣る場合には、CO₂ 排出

や発電所建設・運営の面で、当該途上国に却ってより大きな負担を強いる結果となる可能性も否定できません。

米国が大統領気候変動行動計画を打ち出す以前より各企業が相手国政府・国際協力銀行等を巻き込んで長期にわたり注力している案件には、通常亜臨界石炭火力発電所建設案件も含まれます。日本政府として画一的な基準に従っての公的金融支援の是非を決定するのではなく、支援対象国への影響や案件の経緯などを踏まえての柔軟な対応をお願いします。

以上